

意見検討結果一覧表

（案名：児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）（素案）に対する意見募集について）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>特定妊婦の支援を通して、妊娠に気が付かなかった、性行為はするが避妊はしていない等の状況を垣間見ることがあり、市町村の出前講座だけでなく、学校教育の中で、性教育をどのようにするか、しているかも指標に入れ込んでいただきたい。また、支援学校における性の教育の実態も把握し、どのようにしてくか検討も必要と考えます。特定妊婦の中には知的障害の母親が多数受理されていると思います。保健所毎の事例検討会でも事例に出されるのは、知的障害・精神疾患の母親が多い状況です。</p>	<p>学校教育課程の内容に関わる部分になりますので、特定妊婦支援の1つとして性教育の必要性があるということについて、御意見として承ります。</p>	D (参考)
2	<p>「赤ちゃんふれあい体験」を施策に取り入れたころには、赤ちゃんに振れたこともなく出産する母親が13%いたということで本事業が始ったと記憶している。</p> <p>それから20年以上たっているので、指標は第一子を出産した母親のふれあい体験受講率もいれたらいかがか。母子健康手帳の発行時か、出生届けなどで把握すれば実施できると思われる。</p>	<p>妊産婦の出身市町村で実施される取組について、現住市町村の指標として計上することになるため、各年次の取組指標に設定することは難しいと考えます。</p> <p>なお、妊産婦の中高生期の教育状況を参考とすることは、その後の支援において有用と思われるので、事業等の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)

<p>3</p>	<p>産後うつスクリーニング（EPDS）を岩手県として導入して10年以上になります。研修会や体制検討会などを通し、県内市町村、産婦人科医療機関でのEPDSの導入率は平成21年には100%になっています。</p> <p>当たり前を実施するようになった岩手県ですので、指標を検討した方がいいのではないかと思います。</p> <p>例えば、EPDS 9点以上の産婦  赤ちゃんへの気持ち質問票3点以上の産婦  医療機関からの要フォロー者連絡数（率）</p> <p>岩手県は、市町村も医療機関もEPDSのみでなく、3つの質問票の導入をしています。このことは児童虐待の早期発見に大きな意味を持っています。</p> <p>実施率を指標にするのであれば、3つの質問票実施機関数としていただきたいです。</p>	<p>EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）9点以上の産婦等については、各市町村において特定妊婦（産後は要支援世帯）として支援対象とされております。</p> <p>本項目は、相談体制強化を目的としていることから、御意見を踏まえ、EPDSに限らず、赤ちゃんへの気持ち質問票と育児支援チェックリストを含めた、3つの質問票を実施している機関数と改めました。</p>	<p>B  （一部反映）</p>
<p>4</p>	<p>イーハトーブに産後のメンタル連携システムが入っていますが、その連絡状況も指標に入れていただくと助かります。</p> <p>また、イーハトーブの連携のみでなく、保健所等が介入して市町村と医療機関の連絡会議、ケース会議を実施していますが、そのことがまさしく医療連携だと思いますのでその実態も指標に入れていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、連携を踏まえた「市町村と医療機関との連携会議開催数」「ケース会議の開催数」としました</p>	<p>A  （全部反映）</p>

5	<p>指標が、家庭訪問等を実施した特定妊婦？          特定妊婦は、妊娠届の時に、ハイリスク妊婦として把握し、虐待斑でリスクアセスメントし要対協受理となるかと思ひます。</p> <p>各保健所の事例検討会に出席すると特定妊婦の受理がバラバラな感じがしています。要支援児童とは別な指標として把握した方が明確になると思ひます。”</p>	<p>御意見を踏まえ、「要支援家庭」と「特定妊婦」とを分けました。</p>	<p>A          (全部反映)</p>
---	--	---------------------------------------	------------------------------

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)